

項 目	電気自動車（EV）モード3の充電器に取り付けられているケーブル類について
1 内容	<p>電気自動車（EV）用の充電器は、電気用品安全法施行令の定めはなく、同法の適用外となっている。</p> <p>EV用の充電器のうち、モード3充電（※）については、充電器本体と充電ケーブル（「器具用差込みプラグ」及び「キャブタイヤケーブル」）とが一体構造になっている。</p> <p>（※）モード3充電とは、通電を制御するための回路が内蔵されたスタンド型や壁掛け型の設備から充電ケーブルを通して通電するタイプの充電方式のこと（（一財）日本自動車研究所 認証センター（JARI-RB）HP）。</p> <p>他方、当該充電器は、電気工事士が設置等の工事を要するものであることから、その構成部品である充電ケーブルは、同法第28条第1項の規定に基づき、電気用品として法定表示が付されているものでなければ、使用してはならないとされている。</p> <p>モード3の充電器を製造又は輸入する場合、構成部品である充電ケーブルは、電気用品安全法（電安法）上どのような対応が必要なのか。</p>
2 回答	<p>EV用のモード3充電器は、電安法適用外の「電気機器」である。その一体不可分の構成部品である充電ケーブル（「器具用差込みプラグ」及び「キャブタイヤケーブル」）についても、電安法適用外として取り扱うのが妥当。</p> <p>（理由） 「電気用品の取扱いについて（内規）」（平成16年3月経済産業省）が適用できるため。</p> <p>（参考）電気用品の取扱いについて（内規）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (2) 「電気機器」とは、一般用電気工作物に接続して用いられる機械器具等（電気用品安全法（以下「電安法」という。）施行令別表第一第五号から第十号及び別表第二第五号から第十一号までに定めるもの（以下、「電気用品」という。）を含む。）をいう。 2. (1)(2) ①部分品（補修用を含む。以下同じ。）については、<u>電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。</u>